



Vol.7
2005.5

発行：新川地域介護保険組合
〒938-0036
富山県黒部市北新199
E-mail：info@nikawakaigo.jp
TEL (0765) 57-3303
FAX (0765) 57-3305

サービスの質の向上に向けて

新川支援協が設立5周年記念講演会を開催

昨年11月13日、新川地域居宅介護支援事業者連絡協議会の主催で5周年記念講演会が開催されました。

瑞龍寺 副住職の四津谷道宏氏から、常識・固定観念にとらわれず色々な生き方を認めあうことが大切との「心のバリアフリー」を演題とした講演が行われ、会員50名余りの方が参加されました。

5周年を区切りとして、会員一人ひとりがサービスの質の向上に向けて気持ちを新たにしていました。

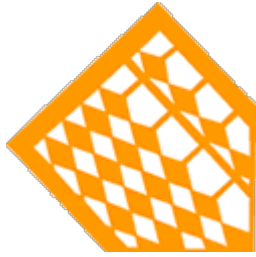


福祉用具・住宅改修研修会

3月10日、魚津市と合同で、福祉用具・住宅改修研修会を開催しました。

多くの関係事業者やケアマネジャーが参加され、富山県建築士会常任理事の今村彰宏先生から、住み慣れた家で暮らしつづけるための、利用者の立場にたった住宅改修について、講義を受けました。





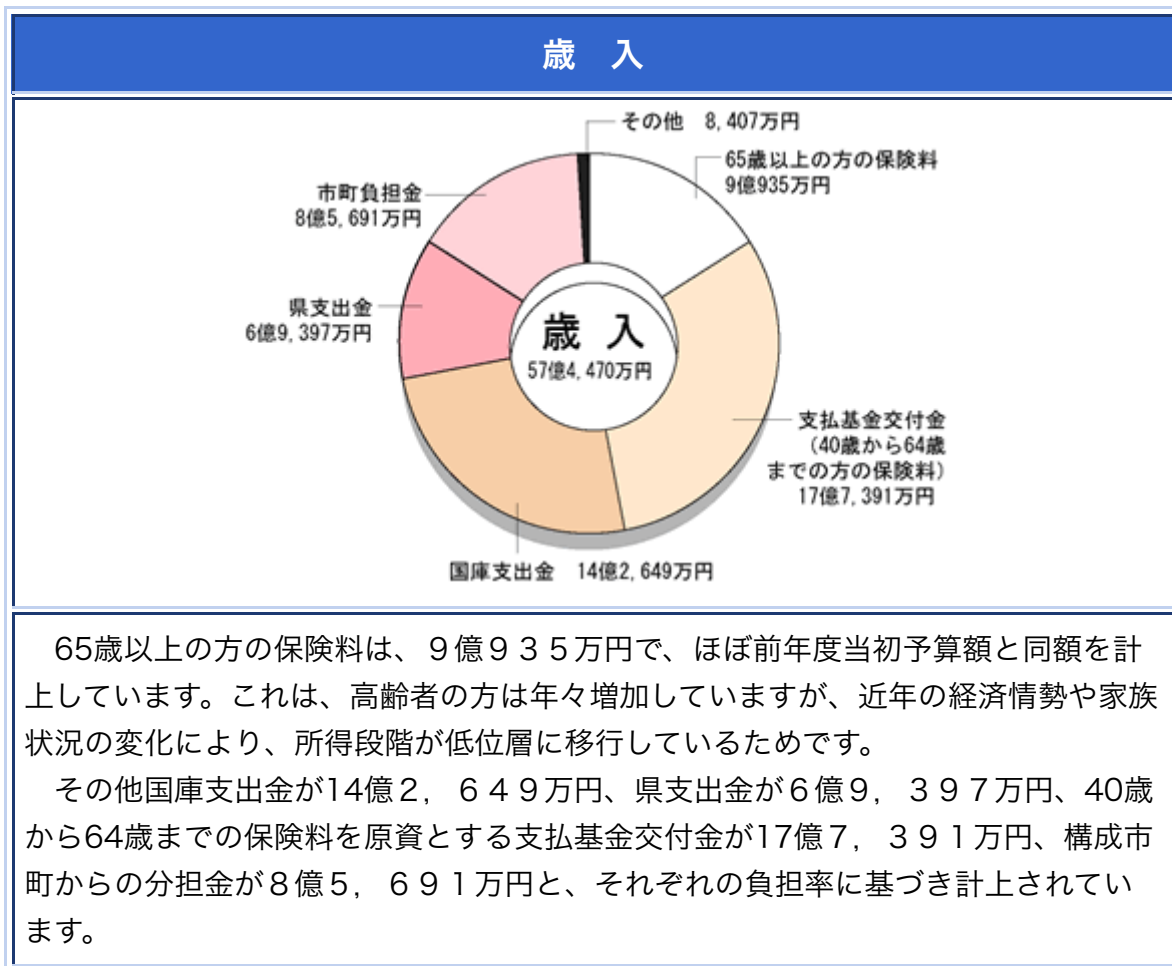
平成17年度予算について



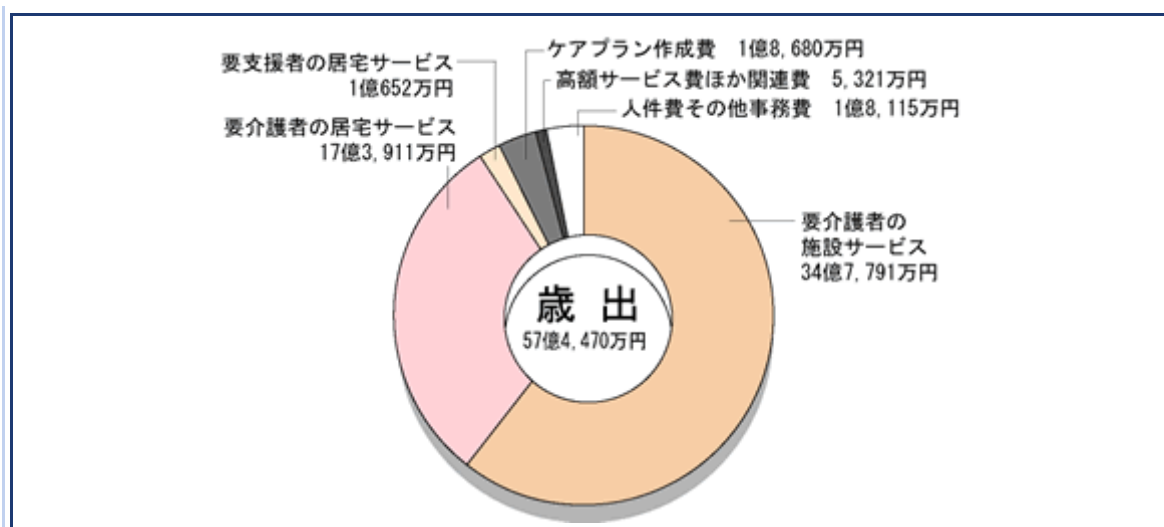
平成17年度予算が決まりました。予算総額は、57億4,470万円で、前年度当初予算と比べ10.2%の増額となりました。

本年度は、第2期介護保険事業計画の3年目ですが、この計画に基づき、これまで地域を支えていただいた高齢者の皆さんが、「自分らしく尊厳をもって暮らす」ことをお手伝いすることを目標に編成されています。

平成17年度 介護保険組合予算概要



歳出

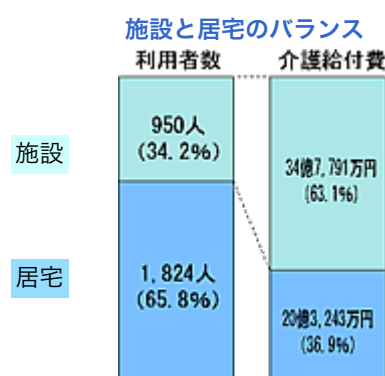


歳出予算の96.2%を占める介護給付費は、居宅サービス給付費では月平均1,824人の利用者数を見込んで年間20億3,243万円、施設サービス給付費では月平均950人を見込み34億7,791万円としています。

これらの給付費を、月平均利用者数で除した1人あたり年間給付費は、居宅では111万円、施設では366万円となります。

このように、施設と居宅では、利用者数が概ね34:66に対し、費用が63:37とほぼ逆転しています。

また、保険給付費以外の費用である事務費の1億8,115万円の内訳では、職員の人件費負担金が8,425万円、認定審査会開催費や認定調査費が3,396万円、電算管理費が3,294万円、そのほか、平成18年度からの第3期介護保険事業計画策定費等となっています。



低所得者の在宅サービスの利用者負担を軽減します

<広域化費用効果活用事業>

13年度から独自の低所得者対策として在宅サービスの利用者負担(通常1割負担)を2分の1に軽減しています。

この事業は、介護保険の広域実施による費用効果で造成した基金を活用するものです。



新川地域介護保険組合の動き

平成16年9月から3月まで

平成16年	
9月1日(水)	介護認定審査会(以後、毎週3審査会開催)
1日(水)	例月出納検査
3日(金)	構成市町介護保険担当課長会議
6日(月)	居宅介護支援専門員研修会
13日(月)	第三者行為求償事務研修会
29日(水)	おあしす新川増築工事安全祈願祭
10月1日(金)	組合広報誌(にかわ介護)第6号発行
18日(月)	富山県居宅介護支援専門員研修会
21日(木)	例月出納検査
11月13日(土)	新川支援協設立5周年記念講演会
17日(水)	構成市町助役会
24日(水)	理事会
12月3日(金)	構成市町介護保険担当者会議
24日(金)	国保連介護保険推進委員会
27日(月)	12月組合議会
平成17年	
1月25日(火)	構成市町助役会
27日(木)	例月出納検査
2月4日(金)	介護相談・苦情処理に関する意見交換会
7日(月)	介護相談員懇話会
10日(木)	理事会
15日(火)	国保連介護保険推進委員会
22日(火)	居宅介護支援事業者連絡協議会研修会
28日(月)	2月組合議会
3月10日(木)	介護保険福祉用具・住宅改修研修会(魚津市と共同開催)
16日(水)	介護認定審査会委員研修会
22日(火)	住宅改修研修会
24日(木)	介護認定審査会委員研修会
24日(木)	例月出納検査
25日(金)	富山県介護認定審査会合議体長会議
29日(火)	介護認定審査会新委員委嘱



みなさん一人ひとりの保険料が 介護を支えています。

年金からの天引きで介護保険料を納めておられる方へ

年金からの天引きで介護保険料を納めておられる方の介護保険料は、平成17年10月から平成18年度の各納期の年金天引き額を均等にするため、本年6月及び8月の天引き額で調整する場合があります。

7月に、今年度の介護保険料の通知書をお送りしますので、ご確認下さい。

このようなときは、納付書や口座振替による納付になります

本来、年金からの天引き（特別徴収）で介護保険料を納めていただく方でも、一時的に納付書や口座振替による納付（普通徴収）になる場合があります。納め忘れにご注意下さい。

- 年度の途中で65歳になった方
- 年度の途中で老齢・退職（基礎）年金の受給が始まった方（4月1日時点で受給していなかった方）
- 年度の途中で新川地域1市3町以外の市町村から転入してきた方

→ 翌年度9月までは納付書や口座振替で納めます。原則として10月より年金からの天引きになります。

- 年度の途中で所得段階が変更になった方

→ 保険料が増額になった場合は、年金からの天引きの他に増額分を納付書や口座振替で納めます。

- 年金が一時差止めになった方 ※

→ 翌年度4月1日に年金を受給していれば、原則として10月より年金からの天引きになります。

※ 年金が一時差止めになる場合、社会保険庁への「現況届」の出し忘れが原因であることが多いので、忘れずに提出して下さい。

高額介護サービス費（1割の自己負担が高額になったとき）

介護サービスを利用して支払った1割の利用者負担額が、一定金額を超えたときは、医療保険と同じように高額介護サービス費として、超えた分の払戻しを受けることができます。なお、利用者負担額には、施設での食費負担や日常生活費等の保険対象外の利用料は含まれません。

● 自己負担の上限額（世帯合算します）

① 生活保護の受給者 市・町民税非課税世帯で老齢福祉年金を受給している方	15,000円
② 世帯全員が市・町民税非課税の方	24,600円
①・ ② にあてはまらない方	37,200円

※ 高額サービス費の支給を受けるときは、申請が必要です。高額介護サービス費支給申請書に領収証を添えて、組合又は居住市・町の介護保険担当窓口へ提出してください。

管内の人口

全人口	86,839 人
65歳以上人口	21,877 人
要支援・要介護認定者数	3,350人

(平成17年3月末現在)

位置図

